

## (別紙2) 相続放棄の熟慮期間の延長について

平成28年5月11日 法務省

### 平成28年熊本地震の発生時（平成28年4月14日）に 熊本県に住所を有していた相続人の方々へ

～政令により延長された相続放棄等の熟慮期間は、  
平成28年12月28日までです。～

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、平成28年熊本地震を同法第2条第1項の特定非常災害に指定するとともに、平成28年熊本地震の発生日である平成28年4月14日において熊本県に住所を有していた相続人について、熟慮期間（相続の承認又は放棄をすべき期間）を平成28年12月28日まで延長すること等を内容とする「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（以下「政令」といいます。）が平成28年5月2日に公布、施行されました。

以下では、政令のうち、相続放棄等の熟慮期間の特例に関する措置（以下「本特例」といいます。）について御説明します。

なお、政令で延長された熟慮期間は、平成28年12月28日で満了しますので、御注意下さい。

Q 1 「相続の放棄」や「限定承認」, 「熟慮期間」とは, どのようなものですか。

A ある方（被相続人）が亡くなると, その相続人は, 被相続人の一切の財産を受け継ぐ（相続する）こととなりますので, 被相続人が借金等の債務を負っていた場合には, 相続人は, その債務も引き継ぐこととなります。

相続人が被相続人の借金等の債務を引き継ぎたくないときは, **相続放棄（民法第938条）**をすることにより, その債務を引き継がないことができます。ただし, 相続放棄をすると, 被相続人の債務だけでなく, 被相続人が有していた財産（土地や預貯金等の権利）も引き継がないこととなります。

被相続人の借金などがどの程度あるか不明であり, 財産が残る可能性もある場合等には, 相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐことができ, これを**限定承認（民法第922条）**といいます。

相続人が相続放棄及び限定承認をする場合には, 原則として, **自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内**に家庭裁判所でその旨を申述しなければならないとされており（民法第915条第1項）, この期間を**熟慮期間**といいます。

Q 2 対象となる人は, どのような人ですか。

A 本特例の対象となる方は, 平成28年熊本地震が発生した**平成28年4月14日に熊本県（全域）に住所を有していた相続人**です。

Q 3 熊本県に住民票がなければ、本特例の適用を受けられないのですか。

A 平成28年4月14日に熊本県に住所を有していたかどうかは、家庭裁判所が、住民票、勤務証明書、在学証明書、公共料金の支払に関する記録などの各種の資料に基づいて、その生活の本拠が熊本県にあったかどうかで判断することになります。

したがって、住民票がなければ、本特例の適用を受けられないというわけではありません。

Q 4 本特例は、亡くなった方（被相続人）が被災者である場合や、相続の対象となる財産が熊本県にある場合にも、適用されますか。

A 本特例が適用されるためには、**相続人が平成28年4月14日（平成28年熊本地震の発生日）に熊本県に住所を有していたことが必要**です。被相続人が被災者であるか否か、相続の対象となる財産が熊本県にあるか否かは、関係がありません。

したがって、相続の対象となる財産が熊本県以外にある場合であっても、相続人が平成28年4月14日に熊本県に住所を有していれば、本特例が適用されます。

Q 5 相続人が未成年者や成年被後見人である場合には、どうなりますか。

A 相続人が未成年者又は成年被後見人である場合には、その熟慮期間は、民法により、未成年者又は成年被後見人ご本人ではなく、その**法定代理人（例えば、親権者や後見人）を基準**に考えることとなります。

そこで、相続人が未成年者又は成年被後見人である場合に、本特例により熟慮期間が延長されるかどうかは、未成年者又は成年被後見人ご本人ではなく、その法定代理人が平成28年熊本地震の発生日において熊本県に住所を有していたかどうかによって判断され、**法定代理人が平成28年4月14日に熊本県に住所を有していた場合には、本特例が適用**されます。

Q6 祖父が平成28年熊本地震で亡くなり、次いで、その相続人である父がその相続について承認又は放棄をせずに亡くなりました。その場合、この父の相続人である息子にも、本特例が適用されますか。

A 被相続人（祖父）が亡くなり、次いで、その相続人（父）が亡くなった場合には、祖父と父との間の相続についての息子の持つ熟慮期間は、民法により、息子を基準にして考えることとなります。

そこで、祖父と父との間の相続についての息子の持つ熟慮期間が延長されるかどうかは、**息子が平成28年熊本地震の発生日に熊本県に住所を有していたかどうかによって判断されることになり、息子が平成28年4月14日に熊本県に住所を有していた場合には、本特例が適用されます。**

Q7 相続人が複数いる場合に、その一部の方だけが平成28年4月14日に熊本県に住んでいたときは、相続人全員について熟慮期間が延長されますか。

A 熟慮期間は、民法上、それぞれの相続人ごとに、自己のために相続の開始があったことを知った時から進行します。したがって、相続人が複数いる場合には、これらの**相続人のうち、平成28年4月14日に熊本県に住所を有していた方だけに、本特例が適用**されます。

Q8 平成28年12月28日までに相続の放棄や限定承認をするかどうかを決めることができないときは、どうすればよいですか。

A 政令は、民法の規定による3か月の熟慮期間を平成28年12月28日まで延長するものですが、その期間を家庭裁判所が更に伸長することを否定するものではありません。したがって、平成28年12月28日までになお相続の放棄や限定承認をするかどうかを決めることができないときは、同日までに家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをすることが必要です。

Q 9 相続放棄の期間の伸長の申立てをしないまま平成28年12月28日が経過した場合、どうなりますか。

A 平成28年12月28日までに（熟慮期間が同日より後に満了する場合はその日までに）相続放棄又は限定承認をしなかったときは、**単純承認をしたものとみなされます。すなわち、被相続人の財産と借金等の債務を全て引き継ぐこととなります。**